

掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、ジェイアール東海静岡開発株式会社が管理運営するJR掛川駅北口施設（以下「駅施設」という。）を活用して、お茶のまちづくり拠点整備事業を実施する者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「お茶のまちづくり拠点」とは、掛川の玄関口である駅施設において、お茶のまち掛川の認知度向上、掛川茶の消費拡大及び観光交流客の増加を図ることを目的とした、茶の提供、販売等を行う施設をいう。
- (2) この要綱において「お茶のまちづくり拠点整備事業」とは、公募により決定した民間事業者により、お茶のまちづくり拠点を整備する事業をいう。
- (3) この要綱において「事業者」とは、次のいずれにも該当する個人又は団体とする。
 - ア 掛川茶並びに掛川の産物を提供及び販売するもの
 - イ 駅施設をジェイアール東海静岡開発株式会社より借りて事業を実施するもの
 - ウ お茶のまちづくり拠点において掛川茶及び掛川市のPR活動を自ら実施し、かつ、市が実施する掛川茶及び掛川市のPR活動に協力するもの
 - エ お茶のまちづくり拠点の経営を円滑に行える安定的かつ健全な財務能力を有するもの
 - オ 市税を滞納していないもの
 - カ 掛川市障がいのある人の「働きたい」をかなえる条例（平成28年掛川市条例第7号）に基づき、積極的に障がい者を雇用するもの
 - キ この要綱による補助金の交付申請の属する年度内に工事を完了するもの

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助対象

お茶のまちづくり拠点整備事業に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

- ア 内装工事及び看板等の外装工事に要する経費
- イ 建築物に係る設備工事に要する経費（電気、ガス、水道、空調、その他建築物と一体であると認められる設備）
- ウ 備品（建築物と一体であり、この要綱の趣旨に合致し、必要と認められるものに限る。）
- エ インターネット環境の整備に要する経費

オ その他、市長が必要と認める経費

(2) 補助率（額）

(1)に掲げる経費の合計額の2分の1以内とし、1,000万円を限度とする。

(3) 補助対象事業については、他の補助金制度と併用することはできない。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- オ 配置図、平面図及び立面図
- カ ジェイアール東海静岡開発株式会社の同意書
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第4号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第6 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第5号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ 契約書の写し
- オ 工程写真
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日まで

第7 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第8 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第6号）

イ 資金状況調べ

第9 交付の取り消し等

市長は、補助対象者又は補助金の交付を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、若しくは停止、又は返還を命ずることができる。

(1) 補助事業の完了が著しく遅れたとき。

(2) 補助事業を中止したとき。

(3) 虚偽又は不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

(4) 補助金の事業完了から5年以内に、利用停止及び他の用途に変更したとき。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(5) 掛川市補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金に適用する。

様式第1号

掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所

申請者 氏名

印

電話

年度において掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額 円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業費補助金
事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業名	掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業
施行箇所	J R 掛川駅構内（北口、施設名称「アスティ掛川」）
施行期間	年 月 日 ～ 年 月 日
整備計画	
運営計画	

掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業費補助金

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第 4 号

掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業計画変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所

申請者 氏名 印

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

様式第5号

掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

住所

報告者 氏名

印

電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助事業の完了年月日

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 工事内訳書
- (3) 契約書の写し
- (4) 工程写真

様式第6号

請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定（決定（変更の決定））を受けた掛川市お茶のまちづくり拠点整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（あて先）掛川市長

住所

請求者 氏名

印

電話

口座振替金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人